

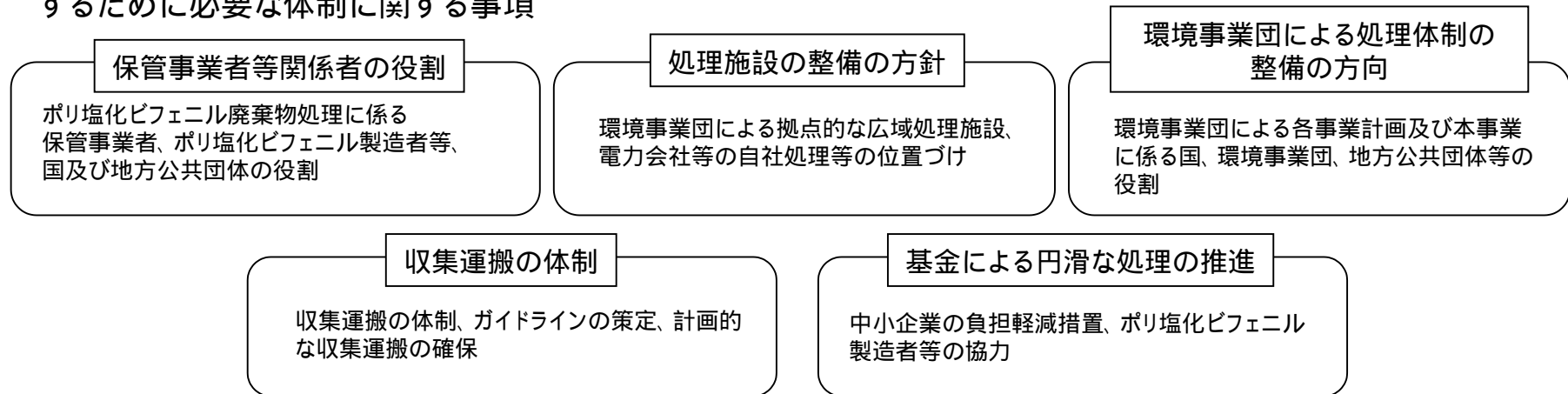
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づき、環境大臣は全国的、広域的な処理の実施体制の仕組み、安全性確保のための施策等の基本的な計画を定めるものとしている。なお、都道府県及び同法施行令に定める政令市は本基本計画に基づき「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を定めるものとしている。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

平成13年7月（法施行時）～平成28年7月（処分期限）までの発生量、処分量及び保管量の見込みについて算定

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項



三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

